







管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の内容及見直し」	「措置の内容及見直し」	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
090220	都市部の地域医療における「鍼灸療養費」の療養費の給付の併給に関する検討要請	健康保険法第87条(大正11年法律第70号)等	○医療保険では、保険医療機関等において医療の提供給付として療養の給付を行うことが規定されているが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。 ○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとしており、主として神経痛・リウマチなどであって療養費については、これら療養費と同一直り療養費と同様の原則に限り支給の対象とされている。	療養費に関する規定(以下、鍼灸療養費)が療養の給付との併給を可能とする一方で、療養費と併給した鍼灸療養費の併給による療養費削減と医療サービス多様化実現を目指す。 提案理由 鍼灸は効果確実が明らかでないことを主たる理由として、「療養の給付」ではなく鍼灸療養費として支給されている。このため、同一の疾患に対する療養費と鍼灸療養費の併給は認められず、長期と通じた鍼灸治療やエビデンス構築が難しいとされている。しかしながら、地域医療の現状では、地方自治体の財政サービスや実費診療を併用し、同一疾患に対する保険診療と鍼灸療養費の併給による併給による療養費削減と医療サービスの多様化が大きな都市部の高齢者医療では有効性が指摘されているが、鍼灸の保険診療適用は現状を維持したままに留まらず、海外の保険者の動向を捉えて、抜本的な鍼灸の給付への対応が必要である。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。 代替措置 現在、平成16年10月1日保険発第1001002号などを除き、鍼灸療養費支給を疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頭部神経痛・五十肩・リウマチ)に限定するものが残されているが、要請の同意書がある場合、併給に限定する支給を奨励する技術的助言が厚労省からなされれば、限定的ではあるが鍼灸適用による地域医療の充実が図れる。	療養費に関する規定(以下、鍼灸療養費)が療養の給付との併給を可能とする一方で、療養費と併給した鍼灸療養費の併給による療養費削減と医療サービスの多様化実現を目指す。 提案理由 鍼灸は効果確実が明らかでないことを主たる理由として、「療養の給付」ではなく鍼灸療養費として支給されている。このため、同一の疾患に対する療養費と鍼灸療養費の併給は認められず、長期と通じた鍼灸治療やエビデンス構築が難しいとされている。しかしながら、地域医療の現状では、地方自治体の財政サービスや実費診療を併用し、同一疾患に対する保険診療と鍼灸療養費の併給による併給による療養費削減と医療サービスの多様化が大きな都市部の高齢者医療では有効性が指摘されているが、鍼灸の保険診療適用は現状を維持したままに留まらず、海外の保険者の動向を捉えて、抜本的な鍼灸の給付への対応が必要である。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。鍼灸は、療養費への療養費よりも一歩、差別化を図るべきである。 代替措置 現在、平成16年10月1日保険発第1001002号などを除き、鍼灸療養費支給を疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頭部神経痛・五十肩・リウマチ)に限定するものが残されているが、要請の同意書がある場合、併給に限定する支給を奨励する技術的助言が厚労省からなされれば、限定的ではあるが鍼灸適用による地域医療の充実が図れる。	C	I		○医療保険では、保険医療機関等において医療の提供給付として療養の給付を行うことが規定されているが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。 ○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとしており、主として神経痛・リウマチなどであって療養費については、これら療養費と同一直り療養費と同様の原則に限り支給の対象とされている。	本提案は、海外の事例からも医療費削減に寄与することが確実な、「差別化」を原則とするが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。療養費の支給を行うこととして、はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとしており、6疾病以外の疾病については、個別事例により、医師による適切な治療方法がないかどうかを判断する必要があることから、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	I	○我が国の医療保険制度においては、医療等に対する有効性、安全性等が確立した治療法を保険適用の対象としていることであり、これらは保険医療機関等において療養の給付により行われることが原則である。それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。このため、療養の給付が行われている場合に療養費を支給することは認められない。 ○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとしており、6疾病以外の疾病については、個別事例ごとに、医師が適切な治療方法がないかどうかを判断する必要があるため、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。	貴省より(C)との回答をいただいたところ、現行制度の趣旨にかなう特例として対応できないか、具体的に示されたい。また、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	鍼灸治療の有効性・安全性に関しては、他国における研究では統計的に立証され、費用対効果についても、国際的な基準を採用すれば、適切な鍼灸治療が享受される。統計分析の有効性についても、鍼灸に関するRCTのデザインについては世界的に様々な議論がなされており、一定の傾向は示されつつある。鍼灸治療の効果を科学的に示されたい。また、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	すこやか鍼灸特区	1 0 3 4 0 1 0	社団法人東京都鍼灸師会	東京都	厚生労働省
090230	都市部の地域医療における「鍼灸療養費」の療養費の給付の併給に関する検討要請	はり・きゅう療養費及びあん摩・マッサージ指圧師の業務に係る療養費の支給に関する規定(平成16年10月1日保険発第1001002号)	○医療保険では、保険医療機関等において医療の提供給付として療養の給付を行うことが規定されているが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。 ○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとしており、主として神経痛・リウマチなどであって療養費については、これら療養費と同一直り療養費と同様の原則に限り支給の対象とされている。	平成16年10月1日保険発第1001002号などにより「鍼灸療養費」の支給対象疾患として「肩こり・腰痛・神経痛・頭部神経痛・五十肩・リウマチ」に限定するものが残されているが、要請の同意書がある場合、併給に限定する支給を奨励する技術的助言が厚労省からなされれば、限定的ではあるが鍼灸適用による地域医療の充実が図れる。	提案理由 近年、世界保健機関(WHO)では、鍼灸の応用として多様な疾患が認定されているが、本邦の保険医療制度では、具体的なエビデンスがない。鍼灸療養費は「療養の給付」には算定されず、療養費として支給される(以下、鍼灸療養費)。鍼灸療養費は、保険発第1001002号などを除き、6疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頭部神経痛・五十肩・リウマチ)に限定して支給されているが、要請の同意書がある場合、併給に限定する支給を奨励する技術的助言が厚労省からなされれば、限定的ではあるが鍼灸適用による地域医療の充実が図れる。 代替措置 現在、平成16年10月1日保険発第1001002号などを除き、鍼灸療養費支給を疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頭部神経痛・五十肩・リウマチ)に限定するものが残されているが、要請の同意書がある場合、併給に限定する支給を奨励する技術的助言が厚労省からなされれば、限定的ではあるが鍼灸適用による地域医療の充実が図れる。	C	IV		○医療保険では、保険医療機関等において医療の提供給付として療養の給付を行うことが規定されているが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。療養費の支給を行うこととして、はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとしており、6疾病以外の疾病については、個別事例により、医師による適切な治療方法がないかどうかを判断する必要があることから、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	C	IV	○我が国の医療保険制度においては、医療等に対する有効性、安全性等が確立した治療法を保険適用の対象としていることであり、これらは保険医療機関等において療養の給付により行われることが原則である。それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。このため、療養の給付が行われている場合に療養費を支給することは認められない。 ○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとしており、6疾病以外の疾病については、個別事例ごとに、医師が適切な治療方法がないかどうかを判断する必要があるため、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。	貴省より(C)との回答をいただいたところ、現行制度の趣旨にかなう特例として対応できないか、具体的に示されたい。また、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	鍼灸特区元気が一番	1 0 3 4 0 2 0	社団法人東京都鍼灸師会	東京都	厚生労働省		